

平成 30 年度事業計画書

【公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター】

項 目	事 業 内 容
事 業 方 針	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資するための事業を行う。

1 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
電 話 相 談	電話相談室において、電話による相談の受理及び各種情報提供等を行う。	毎週 月～金曜日 8:30～ 17:00 (祝日、年末年始を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害に関して相談を希望する被害者及び遺族、親族等 ○ 犯罪被害相談員が専用電話により実施 ○ 電子メールによる相談 ○ アイリスホットラインによる性暴力等相談専用電話により実施
	性犯罪被害「アイリスホットライン」相談体制の強化(電話相談時間の延長)を図り、電話による相談の受理及び各種情報提供等を行う。 埼玉県(県民生活部)からの県費受託事業	毎週 月～金曜日 8:30～ 21:00 土曜日 17:00～ 21:00 (年末年始を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性犯罪被害に関しての相談を希望する被害者 ○ 8:30～17:00の昼間は当センター犯罪被害相談員が専用電話(アイリスホットライン)により実施、 17:00～21:00の夜間は外部委託機関に転送(ボイスワープ)し、専門相談員(医師又は看護師等)が実施。
面 接 相 談	面接相談室等において、面接による相談の受理及び各種情報提供等を行う。	毎週 月～金曜日 8:30～ 17:00 (祝日、年末年始を除く。) (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談の結果、面接相談が必要と認められ、かつ、面接相談を希望する被害者等 ○ 犯罪被害相談員が面接相談室等において実施

カウンセリング	面接相談室において、臨床心理士によるカウンセリングを行う。	毎週 月、火曜日 10:00～ 16:00 (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> ○ カウンセリングが必要と認められる被害者等 ○ 臨床心理士が面接相談室において実施
---------	-------------------------------	---	---

2 犯罪被害者等への直接的援助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
危機介入	犯罪発生直後、病院、被害者宅等で、情報提供、相談、生活支援等の直接的援助を行う。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪等の被害により、援助を希望する被害者等 ○ 犯罪被害相談員等が、病院、被害者宅等において実施 ○ 性暴力等被害者の早期支援
弁護士相談	面接相談室において、被害者等の法律相談を行う。	毎月 第2、4金曜 (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律相談が必要と認められる被害者等 ○ 弁護士が面接相談室において実施
精神科医・産婦人科医等の紹介	精神科医及び産婦人科医等の援助を必要とする被害者等に対し紹介する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 援助を希望する被害者等 ○ アイリスホットラインホームページによる産婦人科医等の紹介
直接支援	病院、法廷等への付添い、被害者宅等に出向く等、多様な支援を実施する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接支援を希望する被害者等 ○ 犯罪被害相談員等が、病院、裁判所、自宅等において実施 ○ 警察からの情報提供による被害者等への経済的支援の充実

3 犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助	犯罪被害者等給付金の支給にかかる裁定の申請手続きを補助する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成を希望する被害者等 ○ 犯罪被害者等給付金補助員が、当センター、被害者宅等において実施

4 犯罪被害者等自助グループへの援助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
自助グループへの援助（交通事故）	グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	4、6、8、10、12、2月の年6回実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施 ○ 自助グループ参加者の拡大
自助グループへの援助（交通事故以外）	新たに殺人等被害者遺族等による自助グループを開設し、グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	5、7、9、11、1、3月の年6回実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施 ○ 自助グループ参加者の拡大

5 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の支援事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
警察及び各種行政機関等との連携	県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会など各種行政機関等と被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会、助産師会、看護協会、男女共同参画支援センター等各種行政機関の被害相談機関 ○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

埼玉県犯罪被害者支援推進協議会との協力	埼玉県犯罪被害者支援推進協議会との被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
社会福祉関係団体等との協力	埼玉県社会福祉協議会、埼玉県保護司会連合会、埼玉県更生保護女性連盟、埼玉県民生委員・児童委員協議会等との連携を図り、被害者等を社会福祉事業に繋ぐ支援を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
全国被害者支援ネットワーク等への参加	当センターの活動状況を発表するほか、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

6 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
調査・研究	日本被害者学会、日本犯罪学会、全国被害者支援フォーラムに参加、被害者の実態調査及び研究の実施	随時	○ 理事長若しくは専務理事又は理事長が指名した職員が実施
刊行物・インターネット等からの情報収集	被害者の実態等に関し、新聞、雑誌等の刊行物及びインターネット等を活用した情報収集を実施する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

7 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
<p>広報及び啓発活動の実施</p>	<p>各種関係機関等と協力し、県警運転免許センター、浦和駅、大宮駅などの駅頭等でのキャンペーンを行う。 (ポスター、リーフレット、ポケットティッシュ等の啓発品を配布する。)</p>	<p>随 時</p>	<p>○ 理事長又は専務理事が指名した職員（直接支援員を含む。）が実施</p>
	<p>小、中、高、大、各種学校等を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」の講演活動を推進する。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>県教育委員会の「夢と豊かな心をはぐくむ講演会」事業に積極的に参加する。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>各地区犯罪被害者支援推進協議会へ犯罪被害者等支援の理解と協力を求める。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>一般市民等に対し、被害者支援啓発活動のための「県民公開講座」を開設し、犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について理解と協力を求める。</p>	<p>年 2 回</p>	
	<p>県内各地区社会福祉協議会及び各地区犯罪被害者支援推進協議会の協力を得て、市町村単位でミニセミナーを開催し、犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について理解と協力を求めるとともに、社会福祉に繋げる活動を推進する。 (財源：社会福祉法人埼玉県共同募金会助成事業)</p>	<p>年 20 回 5 月～ 各月 2 回</p>	
<p>あ県内各企業・団体に対するファンディング活動を推進しながら、犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について理解と協力を求める。・・・・・・・・</p>	<p>随 時</p>		

各種メディア及び会報紙等を利用した広報活動の実施	<p>犯罪被害者週間(11/25～12/1)に合わせ、「県民のつどい」を開催し、積極的にマスコミ、県民に広報する。</p> <p>県、市町村、社会福祉協議会等関係機関に当センターの事業内容を記載したリーフレット等の広報資料を提供すると共に発行紙への掲載を要請する。</p>	11月末	○ 理事長又は専務理事が指名した職員が実施
		随時	
	<p>新規団体賛助会員、個人賛助会員の勧誘並びに清涼飲料水自動販売機、募金箱の設置により、当センターの被害者支援活動を広報する。</p> <p>会報誌の発行</p>	随時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員が実施
		年2回	○ 13,400部/回
インターネット広報の実施	<p>インターネットを活用し、リニューアルした当センターのホームページの有効活用を図る。</p> <p>アイリスホットラインのホームページを活用、県(婦相、男女共同参画課等)及び関係機関(助産師会、看護協会)への周知を図る。</p>	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施
専門図書等の貸出し	<p>被害者支援に関心のある人に当センターの専門図書等を貸出し、被害者支援意識の向上を図る。</p>	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施

ホンデリングの推 進	不要になった古本の提供により、専門の業者に売却し、その代金を支援活動に活用する事業拡大に充てる。	随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
寄付型自動販売機設置協力の推 進	県内各企業・団体施設に寄付型自動販売機の設置協力を推進し、寄付金を支援活動に活用する事業拡大に充てる。	随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
会員バッチの供 与	正会員及び賛助会員に「会員バッチ」を供与する。	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

8 犯罪被害相談員、直接支援員の養成及び研修事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
相談員・直接支援員の研修の実 施	<p>犯罪被害相談員等は、平成29年度研修実施計画に基づくほか、「質の向上研修上・下半期全国被害者支援ネットワーク研修会」、「全国犯罪被害者支援フォーラム・秋期全国研修会」、「DV被害者支援担当者研修」、「日本司法センター埼玉地方協議会研修会」その他関係機関が主催する各種研修会に参加。</p> <p>直接支援員は、平成29年度研修実施計画に基づく「グループワーク（ロールプレイ）直接支援に関して」、「県民公開講座、県民のつどい」、「全国フォーラム、全国研修会」等の研修会に参加。</p>	随 時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員及び直接支援員に対して実施

新たな相談員の雇用と養成	平成29年度に雇用した犯罪被害相談員（非常勤）3名に対し、2年目の研修計画に基づき、専門的知識の習得や適格性を備える相談員に養成する。 （財源：平成29～31年度日本財団預保納付金助成金事業）	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施
新たなボランティアの募集と育成	新たにボランティアを募集し、「ボランティア登用育成プログラム」に基づき育成する。	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施
スーパービジョン及びメンタルケアの実施	相談員に対する専門的立場から指導助言を得るため、スーパービジョン及びメンタルケアを実施する。	随時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員に対して臨床心理士等の専門職が実施

9 その他当センターの目的を達成するために必要な事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
理事会、総会の開催	定款に基づき理事会及び総会を開催する。	定期	○ 役員及び正会員
市町村条例制定に向けた取り組み	埼玉県犯罪被害者等支援条例の制定（平成30年4月1日（予定））に伴い、犯罪被害者等を支える地域社会の形成と促進を図るため、市町村への条例制定について積極的に働きかける。	随時	○ 専務理事及び専務理事が指名した職員が実施
新規賛助会員の獲得拡大	あらゆる機会を通じ、県民、県内企業・団体等に対して犯罪被害者等支援の重要性及び必要性を説き理解を求め、共に犯罪被害者支援に取り組む新規賛助会員の獲得拡大に取り組む。	随時	○ 役員及び事務局員